

公益社団法人茨城県青少年育成協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人茨城県青少年育成協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、国及び県の施策と呼応し、県民総参加の運動を展開し、次代を担う青少年の健全な育成と、青少年、青少年関係者及びこれらの団体の活動の促進を図り、もってこれらのものの福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年育成県民運動の総合企画及び関係機関、団体等との連絡調整の活動
 - (2) 青少年育成のための県民意識高揚の活動
 - (3) 青少年の自覚の高揚、健全な青少年団体及びグループの育成並びに青少年の社会参加促進のための活動
 - (4) 家庭の健全化を図るための活動
 - (5) 社会環境の健全化及び整備を図るための活動
 - (6) 青少年の非行と事故の防止のための活動
 - (7) 家庭教育、学校教育、社会教育等の連携を図るための活動
 - (8) 青少年指導者の養成、青少年育成のための研究、情報の収集、提供等の活動
 - (9) 青少年育成市町村民会議の育成援助の活動
 - (10) 青少年・青少年関係者及びこれらの団体の行う健全育成事業への助成
 - (11) 茨城県立青少年会館の管理業務の受託
 - (12) 茨城県立偕楽園ユースホステル業務の受託
 - (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、茨城県内において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した法人その他の団体

- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して特別な援助をする個人又は法人その他の団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、正会員については、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会する旨を会長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によってこれを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を2年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該 会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名若しくは会員資格を喪失した 会員が既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 14 条 総会は、定時総会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所その他法令で定める事項を示して、開会の日の 2 週間前までに書面をもって通知しなければならない。

（議長）

第 16 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

（議決権）

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

（定足数）

第 18 条 総会は、総正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（決議）

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 基本財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の

枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、その総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) その他法令で定められた事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 30 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、7 名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、正会員である団体の構成員及び学識経験者の中から、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉会長)

第 29 条 この法人に、任意の機関として名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 名誉会長は、儀礼的行為を行い、かつ、会長の諮問に応じ、又は自ら会長に対し意見を述べることができる。

4 名誉会長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(顧問及び参与)

第 30 条 この法人に、任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずるとともに、自ら会長に意見を述べるすることができる。

4 参与は、会長の求めに応じて、この法人の事業に関する会議に出席し、意見を述べるすることができる。

5 顧問及び参与の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会に付議すべき事項の決定

(開催)

第 33 条 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事から理事会の目的である事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条の請求があったときにはその請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日として理事会を招集しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の種類)

第 39 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 総会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 40 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は信託会社に信託し、あるいは国債、公債その他確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 41 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 45 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第50条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は石津博康とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。